

ご存知  
ですか?

## シン・電子帳簿保存法 ～原則として本年1月から全ての企業に適用～

新型コロナウイルス感染症で社会が混乱しているさなか、令和3年度税制改正で電子帳簿保存法における重要な改正がありました。もともと国税関係の帳簿書類等は一部電子データでの保存が認められておりましたが、原則は紙で保存しなければなりませんでした。しかし、経済社会がデジタル化し、ペーパレス化が進んでいることから、電子データでの保存をこれまで以上に促進する必要が生じ、電子データでの保存に関する抜本的な見直しがありました。

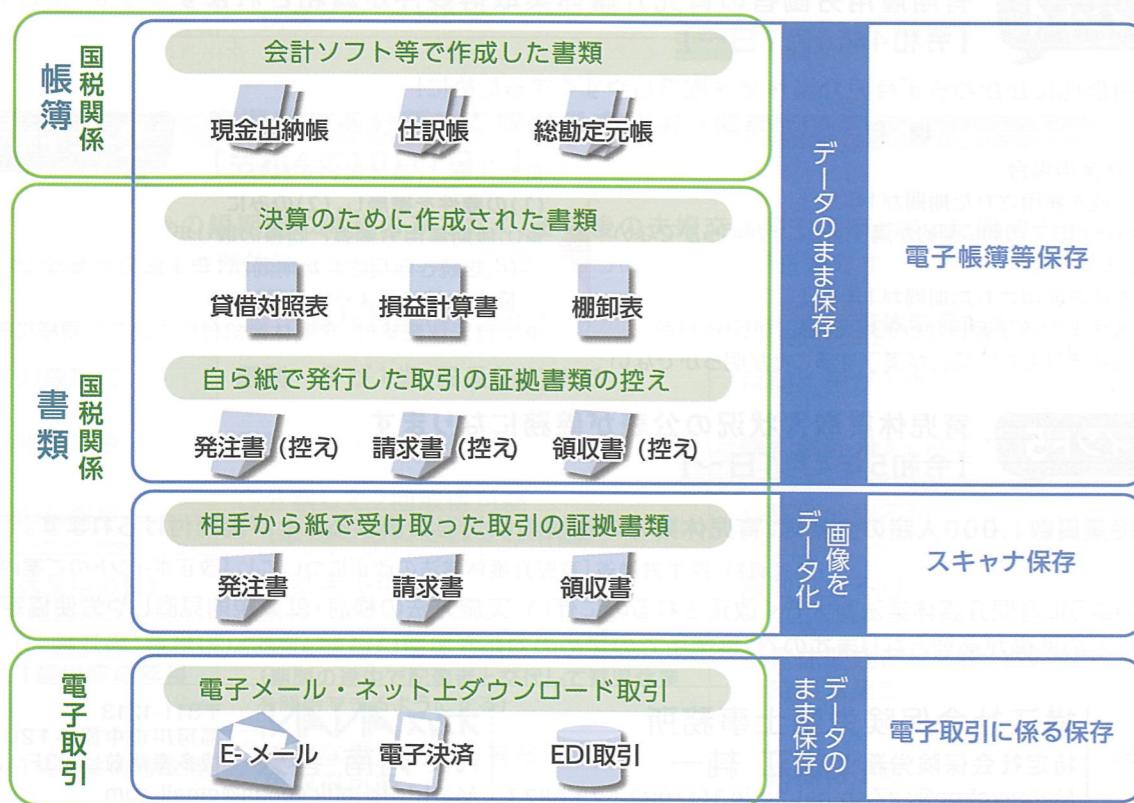
今回は、原則として令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法について、メリット・デメリットにも触れながら改正の内容をご紹介いたします(一定の要件を満たした場合、2年間の経過措置の適用を受けられます)。

### 1.電子帳簿保存法とは?

電子帳簿保存法は平成10年に制定された法律で、国税関係帳簿の全部又は一部について一定の条件のもと電子データによる保存を認めた法律です。会計ソフトなどで一貫して作成し、税務署長等の承認を受けている場合は、記録の真実性及び可視性等の確保に必要となる所定の要件の下、その電子データの備え付け及び保存をもって、その帳簿の備え付け及び保存に代えることができることとされるものです。当初は要件が厳しく企業負担が大きかったため積極的な活用はなされませんでしたが、幾度かの改正を重ね、デジタル経済社会の進展を背景に令和3年度税制改正にて要件が大きく緩和されました。

### 2.電子帳簿保存法の内容

電子帳簿保存法で定められている電子保存の対象となる書類及び保存方法は以下の3つに区分されます。



### 3.令和3年度税制改正

令和3年度税制改正により見直された電子帳簿保存に関する改正点は次の通りです。

#### (1)電子帳簿等保存(紙と電子の選択制)

- 税務署長の事前承認制度が廃止されました。
- データのみを保存して紙に印刷していないケースでも、税務調査で税務職員がデータをダウンロードすることに応じること等を条件に認められるようになりました。
- 従来とほぼ同様の保存要件(帳簿の訂正や削減履歴の具備)を満たしている帳簿に該当し、税務署に届出を提出している場合、過少申告加算税が課された場合でも5%軽減され、また、青色申告特別控除65万円の適用を受けることができます。

#### (2)スキャナ保存(紙と電子の選択制)

- 税務署長の事前承認制度が廃止されました。
- タイムスタンプ(※)の付与までの期間が最長約2ヶ月以内に統一されます(約2ヶ月以内に訂正や削除履歴の残るクラウドシステム等を利用する場合はタイムスタンプも不要)。  
※タイムスタンプ:ある時刻にその電子データが存在していたことと、それ以降改ざんされていないことを証明する技術。
- 受領者等の自署が不要になります。

#### (3)電子取引に係る保存(全事業者が義務化の対象)

- タイムスタンプについて「スキャナ保存」と同条件となりました。
- 検索要件について項目が「日付・金額・取引先」に限定されます(基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合、全ての検索要件が不要)。
- 電子取引データを紙に印刷して保存することは各税法上での証拠として認められなくなりました。
- 電子保存に関して不正があった場合、重加算税を10%の割増で課されます。

### 4.電子帳簿保存法のメリット・デメリット

#### [メリット]

- 経理の電子化で生産性向上、テレワーク推進に有効。
- 帳簿書類のペーパーレス化による印刷や郵送、保管等のコスト削減。
- 電子化によるデータの検索が可能に。
- データの破損・焼失などのリスク回避、長期的な帳簿書類の保管。

#### [デメリット]

- システム導入コスト・ランニングコスト増加。
- 新たな情報漏洩リスクの増加。

電子帳簿保存法への対応が未済の方は、まずは義務化される電子取引に係る保存への対応をご検討ください。電子データ保存用のシステム導入以外にもExcel索引簿作成などコストを抑えた対応も可能ですので、ぜひご検討ください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

